金木地域自治体ライドシェアシステム運用管理等業務公募型プロポーザル誓約書

五所川原市地域公共交通活性化協議会　会長　大橋　忠宏　　様

以下のことを誓約します。

（１）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

（２）参加申込書提出の提出期限から受託者確定の日までの期間、五所川原市から指名停

　　止の措置を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基

　　づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

（４））国税、地方税（本店所在地の県税・市町村税）を滞納していないものであること。

（５）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

　　　ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をい

　　　　う。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平

　　　　成３年法律第77 号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をい

　　　　う。以下同じ。）であると認められるとき。

　 　イ　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が

　　　　経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を

　　　　与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　　　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

　　　　など、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している

　　　　と認められるとき。

　　　オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

　　　　られるとき。

　　　カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれ

　　　　かに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

令和６年　　月　　日

所在地

法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印